

久慈市ネーミングライツ（施設命名権）スポンサー企業募集要項
【提案募集型】

1 趣旨

この募集要項は、ネーミングライツ事業に関し、民間の自由な発想による導入を図るため、募集方法等について必要な事項を定めたものです。

2 ネーミングライツの概要

(1) ネーミングライツの概要

施設等の名称に企業名、商品名等を冠した愛称を付与し、施設等の名称として使用する代わりに、スポンサー企業からその対価を得て施設等の管理運営に役立てるものです。

募集する愛称は一般的な呼称として用いられる名称をいい、条例上の施設名称は変更しません。

(2) スポンサー企業にとっての導入効果

企業名や商品名の宣伝効果が期待できるほか、愛称を付けた施設等の維持・運営に寄与することを通じ、地域社会に貢献することができます。

3 募集内容

(1) 対象施設等

施設特定型において公募する施設を除く市有施設及び構築物。施設全体のほか、対象施設内の一部のみ（建物、ホールなど）や道路等も対象とします。

ただし、施設名称の設定に経緯のあるものや施設の性格・運営上、企業名や商品名などの愛称を付することができないと判断する下記施設は対象外とします。

- ① 施設名称の設定に経緯のある施設
- ② 学校、庁舎等
- ③ 命名権が導入されている又は導入を予定している施設
- ④ その他、愛称を付することが適当でないと認められる施設

(2) 契約期間

3年から5年

※スポンサー企業の決定に際し、契約期間等は協議させていただきます。

※期間終了後の更新期間については協議させていただきます。

(3) 命名（愛称）に関する条件

- ① 愛称の要件については、ネーミングライツ実施要綱第9の規定のとおりです。
- ② 商標権のある名称を命名使用等する場合は、権利者との調整が完了していることが必要です。
- ③ 市民が親しみやすい愛称で、施設の設置目的をイメージできるものとしてください。
- ④ 利用者の混乱を避けるため、契約期間中の愛称の変更は、原則としてできません。
- ⑤ 愛称のデザインについては、下記事項に留意のうえ検討してください。

ア 愛称は文字ベースとし、「記号」の使用も可能とします。

イ 愛称のデザイン（ロゴ等を含む）については施設看板と施設パンフレット等においては使用可とし、イベント等個別事業の告知に刷り込まれる施設名については文字ベースとします。

(4) スポンサー企業メリット

ネーミングライツを導入する施設ごとに、各種権利を付与します。

スポンサー企業メリットについては概ね次のとおりです。

- ① 敷地内に既に設置されている「施設名〇〇〇〇〇」の案内看板等の表示を、愛称に変更することができます。また、市が提示した場所に新たに看板等を設置することができます。
- ② スポンサー企業は、対象施設等のスポンサー企業であることを自社のホームページや出版物で広報することができます。
- ③ 市は、スポンサー企業決定後、速やかに市ホームページ等を通じて愛称等を公表します。また、市の各種広報印刷物や施設ホームページ等を活用し、積極的に愛称の定着に努めます。

ただし、利用団体等の印刷物の作成等の関係で、反映されない場合があります。新名称（愛称）が定着するまで、条例上の名称を併記する場合があります。

なお、市主催以外のイベント等での愛称の使用については、主催者の判断となります。

- ④ スポンサー企業が希望する場合は、協議のうえ、対象施設等において市が主催する事業等の参加者に対し、一定の条件のもとで広告物の配布を認めます。
 - ア 広告物を配布できる事業は、市（施設所管部署）において支障がないと認めた場合に限ります。
 - イ 配布する広告物は、市（施設所管部署）の審査を受けたものに限ります。
 - ウ 配布は、原則、スポンサー企業が費用を負担して作成し、スポンサー企業が行います。
- ⑤ 対象施設におけるポスター掲示場所に自社のポスターを掲載することができます。また、対象施設内に自社のパンフレットを配架することができます。

(5) 費用負担

名称変更に伴い発生する費用の負担については、次のとおりとします。ネーミングライツ料とは別に負担していただきます。

区 分	市	スポンサー
看板等表示の変更（敷地内施設看板等）		○
〃（敷地外、道路標識等）		○
契約終了後の原状回復		○
市のホームページの表示変更	○	
市作成のパンフレット等の印刷物の変更（新規分）	○	
〃（既存分）		○

- ① 看板等の詳細な施工の範囲、実施時期及び内容は、協議のうえ決定します。
- ② 敷地外、道路標識等の表示変更は、関係機関も含めて協議のうえ変更可能な表示

について行います。

- ③ 既存印刷物については、旧表示でスポンサー企業が了解であれば表示を変更せずに使用します。新表示への変更を希望であれば、スポンサー負担とします。
- ④ 屋外広告のデザインや色彩については、岩手県屋外広告物条例（昭和 46 年岩手県条例第 44 号）に留意し、スポンサーにおいて必要な事務手続きを行い、これに伴う費用は、全てスポンサーの負担とします。

(6) その他

スポンサー企業は、市民や利用者に対する施設の魅力のアピールや利用率向上に積極的に協力するものとします。

4 募集資格

- (1) 法人又は法人以外の団体とします。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は応募することができません。
 - ア 各種法令に違反している者
 - イ 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者、その経営に関与する者が、暴力団排除条例（平成 27 年 6 月 26 日久慈市条例第 20 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有している者
 - ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に該当する者
 - エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生又は更生手続き中の者
 - オ 市税、法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者
 - カ その他市有財産を広告媒体とする広告に係る事業者として適当でないと認められる者
- (3) グループで応募する場合は、代表する法人又は法人以外の団体を 1 者選定してください。

5 導入までの流れ

- (1) 提案の募集
- (2) 事前相談／関係課調整 ※対象外施設である等条件が折り合わない場合があります。
- (3) 申請書類の提出
- (4) 選定委員会の開催
- (5) スポンサー企業及び新名称（愛称）の決定
- (6) 契約の締結
- (7) 施設の表示等の変更
- (8) 新名称（愛称）の使用開始

6 募集方法等

- (1) 募集期間

随時、提案を受け付けています。

(2) 事前相談

ネーミングライツ付与を希望する施設等について、対象施設等かどうかの確認や名称条件等に係る施設所管課との協議が必要となりますので、書類の提出前に11の問い合わせ先まで必ず相談してください。

(3) 提出書類、提出方法

① 提出書類

下表のとおり。(提出部数は、原本1部及び副本2部とします。)

※ グループで応募する場合は、グループを構成するすべての法人又は法人以外の団体について提出してください。

② 提出方法

(2)の事前相談による調整後、下表の書類を提出してください。提出方法は、持参又は郵送とします。郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとします。

※ 持参する場合には、午前8時30分から午後5時15分の間(土曜日、日曜日、祝日を除く)に提出先まで持参してください。

③ 留意事項

ア 必要に応じて追加資料を求める場合があります。

イ 申込みに必要な経費は、応募者の負担とします。

ウ 申込書類は返却しません。

エ 提出された書類は複写して選定委員会に提示するほか、関係機関に意見を聞くために使用することがあります。

オ 申込書類は、久慈市情報公開条例の規定に基づき開示することがあります。

ただし、個人情報及び企業の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認める情報は非公開とします。

カ 申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

キ 応募に当たっては、広告代理店等を通じての申込みも可能ですが、この場合の費用は、申込者の負担とします。

区分	内 容	様 式	提出先
申 込 書 類	<input type="checkbox"/> ネーミングライツ申込書	【別記様式1】	〒028-8030
	<input type="checkbox"/> 委任状(代理人が申し込む場合)	【別記様式2】	久慈市川崎町1番1号
	<input type="checkbox"/> 会社(団体)概要	【別記様式3】	久慈市総合政策部
	<input type="checkbox"/> 法令遵守状況等申告書	【別記様式4】	政策推進課
	<input type="checkbox"/> 誓約書	【別記様式5】	行政改革係
	※既存の企業案内等があれば添付		電話：0194-52-2115

	<input type="checkbox"/> 印鑑証明書 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書（商業登記簿謄本） <input type="checkbox"/> 市税、法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書 <input type="checkbox"/> 直近3か年の決算報告書類 （貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、 上場企業の場合は有価証券報告書）	
--	---	--

7 選定方法

(1) 資格確認及び優先交渉権者の選定について

最初に提出書類審査（形式的要件審査）を行い、次に、選定委員会により優先交渉者を選定します。

① 申込書類の形式的要件審査

② 選定委員会による審査・優先交渉者の選定

ア 申込資格等審査を行う。

イ 申込資格等審査失格者を除き、コンプライアンス審査を行う。

ウ コンプライアンス審査失格者を除き、項目別審査（経営安定性及び倫理等、久慈市への貢献度、愛称及び応募金額）を行い、優先交渉者を選定する。

(2) 審査内容等

① 形式的要件審査

募集要項に定める方法で提出された全ての書類を審査し、申込みの形式的要件を満たしているか確認します。

(失格となる場合)	①申込書類又は添付書類若しくはそれらの記載事項に重大な不備又は虚偽の記載があると判明した場合 ②募集要項に定める申込資格を有していない場合 ③愛称の提案が、募集要項に定める愛称の要件に適合しない場合 ④その他不正な行為があったとき
-----------	--

② コンプライアンス審査

選定委員会の各委員は、形式的要件及び申込資格を満たす者を対象として、コンプライアンス審査表に掲げる審査項目について、同表の評価の視点に沿ってコンプライアンス違反のリスク評価をします。

(失格となる場合)	選定委員会の審議の結果「高リスク」と判定された場合
-----------	---------------------------

○コンプライアンス審査表

審査項目	評価の視点
------	-------

①行政指導の履歴及び対応状況等 ②市民等からの苦情相談の状況等 ③役員等の非違行為の履歴及び対応状況等 ④社会的信用失墜につながる事件・事故等の履歴及び対応状況 ⑤その他違法行為が疑われる事象	・ 審査項目に該当する該当事実の有無 ・ 該当事実に係る法違反の蓋然性 ・ 発生頻度及び増加の傾向 ・ 行為の悪質さ、結果の重大さ ・ 事後対応の状況、再発可能性
--	---

③ 項目別審査

選定委員会の各委員は、コンプライアンス審査に合格した応募者を対象に、項目別審査表の審査項目について、同表の評価の視点に沿って審査します。

○項目別審査表

審査項目	評価の視点
①経営の安定性及び倫理・コンプライアンス体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 決算報告書類に基づく主要な財務指標等による資本や収支のバランス、財務の健全性等 ・ 倫理・コンプライアンス体制の整備状況
②文化・スポーツ、産業振興等を通じた久慈市への貢献度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取組みの実績（回数、対象人数等）、効果（成果）及び今後の計画等
③愛称	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親しみやすさ、呼びやすさ、バランスの良さ等
④応募金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ スポンサーメリット等に照らした妥当性等

(3) 優先交渉者の選定方法

選定委員会は、項目別審査の結果に基づき、候補者を選定し、順位をつけ、最上位者を優先交渉者として選定します。

なお、応募が1者のみの場合も、選定委員会において審査を行い、優先交渉者を選定します。

(4) 審査結果の通知

選定委員会による選定結果は、応募者全員に文書で通知します。

(5) スポンサー企業の決定及び公表

上記(3)で選定した優先交渉者と契約内容について協議を行い合意に至った場合、契約を締結します。

なお、協議は優先交渉者と行いますが、合意の可能性がないと久慈市が判断した場合は、当該交渉者との協議を打ち切り、次順位の者を候補者とし契約について協議を行うものとします。

また、契約者の公表は、契約者確定後、市ホームページに企業（団体）の名称、提案された愛称及び契約金額についてのみ公表することとし、応募、契約に係るこれ以外の事項に関する問い合わせには応じません。

8 リスク負担

- (1) 設置した愛称看板等により第三者に損害が生じた場合の負担や、施設に付けた愛称が第三者の商標権を侵害した場合の負担は、スポンサー企業が負うこととします。
- (2) その他、契約に定めのないリスクが生じた場合は、市とスポンサー企業が協議し、リスク負担を決定するものとします。

9 契約の解除等

契約締結後、スポンサー企業が応募資格に反する場合、久慈市は契約を解除することができることとします。この場合、原状回復等に必要な費用は、スポンサー企業の負担とします。

10 その他

- (1) 新名称（愛称）の周知
決定された名称については、速やかに利用団体等の関係機関に周知・PRを図るものとしますが、利用団体等の印刷物の作成等の関係で、反映されない場合があります。
また、新名称（愛称）が定着するまで、条例上の名称を併記する場合があります。
- (2) 指定管理者との協議
指定管理者制度を導入している施設については、施設管理運営を指定管理者が行っているため、ネーミングライツ導入に関し必要な事項についてスポンサー企業、指定管理者及び市との間で協議することとします。
- (3) 契約金の納入時期
契約金（ネーミングライツ料）の納入時期等については、協議のうえ決定します。
- (4) 施設休止等期間の取扱い
当該施設が、改修工事等で使用が大幅に制限される期間があった場合のネーミングライツ料の取扱いについては、久慈市とスポンサー企業が協議することとします。
- (5) 新名称（愛称）の変更禁止
利用者の混乱を避けるため、協定期間内の名称変更は原則として認めません。
- (6) 本要項に定めのない事項等に関するお問い合わせについては、久慈市ホームページ上で回答することとします。

11 お問い合わせ

〒028-8030 岩手県久慈市川崎町1番1号
久慈市総合政部 政策推進課 行政改革係
(土日祝日を除く平日の8時30分～17時15分)
電話：0194-52-2115 (直通)
FAX：0194-52-3653
E-mail：seisaku@city.kuji.iwate.jp

(注) 対象施設かどうかの確認や名称・希望価格の条件についてお知らせする必要がありますので、ご検討の際は必ず事前に上記までご相談ください。

(参考) 申込みから愛称の使用開始までの手続き

